

障害者就労支援センター運営法人募集要項

令和5年9月

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

目 次

第1章 総 則

1 センターの概要	1
2 運営基準	1
3 運営費補助金の交付対象予定期間	2

第2章 事業内容

4 事業内容	2
5 運営上の留意点	3

第3章 応募に関する事項

6 募 集	4
7 応募要件	5
8 質問の受付及び回答	7
9 応募手続	7
10 留意事項	8

第4章 運営法人の選定

11 審査及び運営法人の候補法人の選定	10
12 選定結果の通知及び公表	12
13 選定スケジュール（予定）	12

第5章 経 費

14 運営費補助金	13
15 運営状況の点検	13

第6章 その他

16 検査等	13
17 その他	13
18 担当部署及びお問い合わせ先	14

○ 障害者就労支援センター運営法人応募にかかる質問書 ……………	16
○ 「障害者就労支援センター」業務提案書（様式） ……………	17
○ 障害者就労支援センター運営法人候補法人選定評価表 ……………	28
○ 運営法人の候補法人評価方法について ……………	29

<別添書類>

- ・ 障害者就労支援センター運営法人コンソーシアム（共同事業体）取扱要綱

名古屋市では、障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労及びそれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行う就労支援機関として、県指定（国・県より委託）のなごや障害者就業・生活支援センター（北区）が設置されているほか、本市が運営費補助金を交付する形で、名古屋市障害者雇用支援センター（熱田区）、障害者就労支援センターめいしんれん（中村区）及び障害者就労支援センターめいりは（瑞穂区）を独自設置しているところです。

この度、障害者就労支援センターめいしんれん及び障害者就労支援センターめいりはへの運営費補助金の交付対象期間（以下単に「交付対象期間」という。）が令和6年3月で終了することに伴い、次期交付対象期間である令和6年度から令和11年度までの間の、運営費補助金の交付対象となる障害者就労支援センター（以下「センター」という。）2か所の運営法人を再選定するため、以下の条件、内容により候補法人を募集します。

第1章 総 則

1 センターの概要

センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定に基づく、障害者就業・生活支援センターと同等の機能（障害者の就労面と生活面の一体的な相談・支援）を担います。

2 運営基準

センターの運営にあたり、以下の（1）から（5）のすべてを満たす必要があります。

（1）運営開始日

令和6年4月1日（月）

（2）人員配置

就労生活支援担当5名以上の配置とします。うち、センター長は専任とし、センター業務をマネジメントできる者を配置してください。

なお、交付対象期間中、名古屋市と運営法人の協議のうえ、配置人数の変更ができるものとします。

（3）開設時間

週5日・40時間以上とします。

（4）センターの名称

「障害者就労支援センター〇〇〇（愛称の追加も可能）」を基本とします。ただし、文字数は問いません。

(5) その他

- ①市内の就労支援機関が集まる連絡会等に参加し、就労支援ネットワークに積極的に関与してください。
- ②障害者就労に関する本市主催の行事における講演や本市が依頼する事業の実施などにおいて、積極的に協力してください。
- ③本市が行う重層的支援体制に理解を示し、積極的に連携してください。

3 運営費補助金の交付対象予定期間

6年（令和6年4月1日から令和12年3月31日まで）とします。

ただし、活動実績が低調な場合又は愛知県の動向等により状況の変更が発生した場合には期間内であっても運営費補助金の交付決定を取り消す場合があります。

第2章 事業内容

4 事業内容

支援対象障害者（①就職するため又は継続的に雇用されるために、就労面における支援が必要である者、②就職するため又は継続的に雇用されるために、就労面における支援と同時に生活面における支援が必要である者、③一旦就職したものの職場不適應となり、離職若しくは休職のおそれがある者又は離職した若しくは休職している者など、就労継続、再就職等のために就労面における継続的な支援や就労面における支援と同時に生活面における支援が必要である者）に対して、以下の支援を行います。

(1) 就労面における支援

- ①就職に向けた相談支援
- ②就職に向けた準備支援（職場実習又は職業準備訓練の斡旋等）
- ③就職活動の支援（公共職業安定所への同行等）
- ④職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握等）
- ⑤企業等に対する障害者雇用についての助言
- ⑥公共職業安定所、地域障害者職業センター、特別支援学校、福祉施設等（以下「関係機関」という。）との連絡調整

(2) 生活面における支援

- ①生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ②住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ③関係機関との連絡調整

5 運営上の留意点

(1) 情報の保護

センターの運営法人（以下「運営法人」という。）は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）、その他情報保護に係る関係法令を遵守してください。

(2) 公正・中立性の確保

運営法人には、事業の実施にあたり、公正・中立性を確保することが求められます。

(3) 事故時の対応

万一事故が発生した場合、運営法人は応急措置等迅速な対応を行い、すみやかに本市にその経過及び対応について報告していただきます。

第3章 応募に関する事項

6 募集

(1) 募集方法

運営法人の募集は、公募型企画競争（プロポーザル方式）に準じた取り扱いで行います。

(2) 募集枠

各方面1か所（合計2か所）募集します。

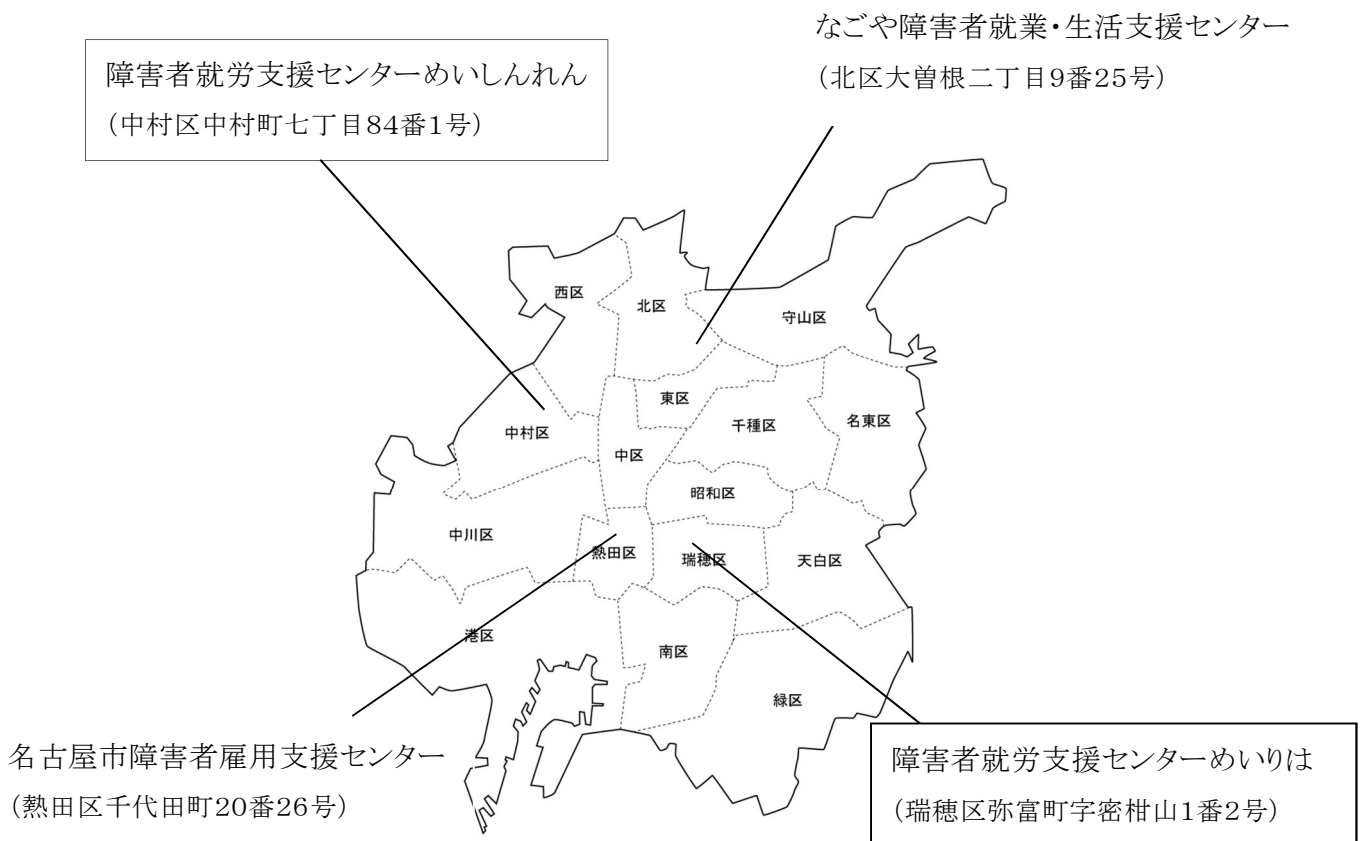
①東部方面（千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白）

②西部方面（西、中村、中川、港）

※募集枠は、センターの設置場所を指しています。

※センターの活動範囲は、名古屋市全域となります。

※下図は現在の配置状況。



7 応募要件

応募者は、以下の（１）～（４）のすべてを満たす必要があります。

（１）市内に活動拠点がある以下の法人とします。

- ①一般社団法人若しくは一般財団法人（旧民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は公益認定法により公益認定された公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- ②社会福祉法人
- ③特定非営利活動法人
- ④医療法人

※ ただし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア、法人格を有する団体（以下「法人」という。）又は複数の法人により構成される共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

ウ、施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。

エ、会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとしめない者であること。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。

キ、本公募の公告の日から契約候補者の選定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあっては、本公募の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

ク、本公募の公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。

ケ、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他関係法令を遵守すること。

コ、法人又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

（ア）法人税又は所得税（イ）消費税及び地方消費税

（ウ）法人市町村民税又は市町村民税（エ）固定資産税

サ、労働基準法（昭和22年法律第49号）を始めとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

シ、法人の代表者又は役員等に、次の各号に該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

（2）就労に関する支援活動の実績があることとします。

①当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間（令和2～4年度）で10名以上

②当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間（令和2～4年度）で20件以上

（3）令和5年6月1日現在において障害者の法定雇用率を達成していることとします。（常用労働者43.5名以上の法人のみ）

（4）「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人等でないこととします。

※コンソーシアムによる応募の留意事項

コンソーシアムで応募する場合には、コンソーシアムを構成するすべての法人が、応募用件のすべての要件を満たす必要があります。その他別紙「障害者就労支援センター運営法人コンソーシアム（共同事業体）取扱要綱」を参照してください。

8 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問の受付及び回答の方法は以下の通りとします。電話や口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問の受付

受付期間 令和5年9月28日(木)から令和5年10月3日(火)の
午後5時00分まで

受付方法 質問書(本募集要項16頁)にご記入の上、電子メールにて
ご提出ください。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、名古屋市ホームページに掲載します。また、質問者に対しては、個別に電子メールで回答します。回答は、令和5年10月11日(水)午後5時30分までに行う予定です。

9 応募手続

(1) 応募書類

以下の書類を作成し、製本のうえ10部提出してください。なお、証明等原本が必要なものは、原本を1部、残り9部はその写しを提出してください。(用紙はA4サイズとしてください。また、書類番号の順に綴じ、書類番号のインデックスを付けてください。)

①「障害者就労支援センター」業務提案書(様式あり)

※様式については、必要に応じて行を追加していただいで結構です。

②応募要件(1)を証明するもの

③令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告書写し(常用労働者43.5人以上の雇用事業主のみ)

④定款又は寄附行為(最新のもの、写し可、役員名簿含む)

⑤令和4年度決算書、貸借対照表及び事業実績書(法人全体のもの)

令和5年度収支予算書、貸借対照表及び事業計画書(法人全体のもの)

⑥法人パンフレット(応募者の概要が分かる資料)

⑦「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための代表者等名簿(原本1部のみ、この書類は綴じないでください。)

※コンソーシアムで応募する場合は、別紙「障害者就労支援センター運営法人コンソーシアム(共同事業体)取扱要綱」に定める提出書類を併せて提出すること。

(2) 応募期限等

令和5年10月20日(金)午後5時00分まで(土・日を除く)に、前記(1)に定める応募書類を担当部署に直接持参してください。(郵送不可、必ず前日までに、持参日時を電話連絡の上、お越してください。)

なお、業務提案書等に不備があり、応募期限までに整わない場合は、当該提案書等は無効となりますので、余裕をもってご提出ください。

また、1応募者につき1提案とします。

10 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項及び「障害者就労支援センター運営費補助金交付要綱」の内容を承諾した上で、応募書類を提出するものとします。

(2) 接触の禁止

障害者就労支援センター運営法人評価委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(3) 提案内容変更の禁止

提出期限後は応募書類の差替え又は再提出は認めません。ただし、本市から指示があった場合を除きます。

(4) 虚偽の記入をした場合等の取扱い

応募書類に虚偽の記入があった場合は、失格となる場合があります。

なお、募集要項に示した応募要件を有しない者による提案、募集要項に示した応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した提案、審査の公平性に影響を与える行為をした者による提案は、無効となります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、公募参加辞退届を提出してください。辞退届には、応募者の住所、名称、代表者職氏名(代表者印を押印)、辞退理由を記載してください(様式は任意)。

(6) 費用負担

応募に関して必要となるすべての費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の取扱い

- ア 応募書類の著作権は、応募者に帰属することとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- イ 応募書類は、ア及び本公募における候補法人の選定以外の目的では使用しません。
- ウ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- エ 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。

(8) 追加書類の提出

応募書類の記載内容について、内容確認や補足説明等を求める場合があります。また、本市が必要と認める場合は、期限を定めて書類の補正や追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

第4章 運営法人の選定

1.1 審査及び運営法人の候補法人の選定

学識経験者等から選任した評価委員により、応募書類（提案内容）の評価を行い、その評価に基づき、運営法人の候補法人を選定します。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募資格があると認められた応募者について、応募書類（提案内容）に対する確認や補足説明を主な目的として、応募書類の提出順に、応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを1団体20分程度の時間で実施します。なお、プレゼンテーションの実施に際し、機材（パソコン・プロジェクター等）の使用は認めません。実施日時や場所等の詳細は、応募団体に別途通知します。（令和5年11月17日（金）の実施を予定しています。）

(2) 評価基準、採点方法及び順位の設定方法

本募集要項28頁「選定評価表」のとおりです。

(3) 評価委員

非公表

※ 委員と利害関係のある団体が応募した場合は、当該委員を評価委員から除きます。

※ 委員と当該評価にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合があります。

<評価基準>

大項目	小項目	配点
センターを安定的に運営する体制	支援事業に必要な職員配置及び事業実施のための必要な体制	10点
	地域の関係機関との連携	5点
	支援対象障害者の継続確保	5点
	基礎訓練実施に必要な施設の確保	5点
	職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保	5点
障害者の就労及び生活に関する支援活動の実績	就職及び職場定着の実績並びに就職、職場定着に向けたこれまでの取組	20点
	職場実習の実績及び職場実習先の確保に向けたこれまでの取組	10点
障害者の就労及び生活に関する今後の支援活動		10点
センターの設置場所		10点
事業を行うにあたり十分な財政的基盤		10点
運営主体としての総合的な評価		10点
合 計		100点

※評価の視点については、「障害者就労支援センター運営法人候補法人選定評価表」のとおりです。(本募集要項28項)

(4) 候補法人の選定

- ① 評価委員による評価に基づき、各方面（東部・西部）における候補法人1か所と、次点候補法人を選定します。
- ② 候補法人となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た応募者の中から候補法人を選定します。
- ③ 応募者が1者であっても、本公募は成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準以上の点数を得られなかった場合は、候補法人として選定しません。
- ④ 本募集要項に示した応募要件を満たしていないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した応募書類は審査しません。この場合、通知を受けた者は、次のように

無資格理由について説明を求めることができます。

ア、通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

イ、前記ア、に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

1.2 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に対し書面で通知します。また、名古屋市ホームページにおいてすべての応募者の順位及び評価点数を含む審査結果を公表します。

1.3 選定スケジュール（予定）

内 容	時 期
1 募集要項の配布	令和5年 9月19日（火）
2 応募の締め切り	10月20日（金）
3 プレゼンテーション及びヒアリング	11月17日（金）
4 選定結果の通知・公表	12月上旬（予定）
5 センターの運営開始	令和6年 4月 1日（月）

第5章 経費

1.4 運営費補助金

(1) 運営費補助金額

運営に係る補助金については、本市の予算の範囲内で決定します。

なお、運営法人の重大かつ明白な過失により、事業を休止又は縮小することとなった場合は、補助金を減額することがあります。

【参考】令和5年度予算 1か所31,016,500,円

(令和5年4月～令和6年3月)

(2) 運営費補助金に含まれる経費

- ①人件費（就労生活支援担当5名の給料、職員手当等、福利厚生費）
- ②物件費（旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、その他業務の実施に必要な諸経費）

(3) 運営費補助金の支払方法

運営費補助金は概算払いとし、四半期ごとに口座振替により支払います。

1.5 運営状況の点検

本市は、運営法人から毎年度運営状況の報告を受け、その内容の点検を行います。

第6章 その他

1.6 検査等

(1) 検査

本市はセンターへの立ち入り、事業の執行状況についての調査又は必要な資料の提出を求めることがあります。

(2) 監査

本市が必要と認める場合は、事務を監査するのに必要な範囲で、運営法人に対し出頭を求め、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

1.7 その他

(1) 補助金の交付申請を受理しない場合等

次に掲げる場合、本市は運営法人から申請された補助金の交付申請に対して申

請を受理しない、または、補助金の交付決定を受けた運営法人に対して交付決定を取り消すことができます。また、運営開始前にあっては、候補法人との協議を行わず、次点候補法人と協議を進めることができます。

- ①運営を開始するまでの間に運営法人として事業の履行が確実にないと見込まれる場合
- ②運営法人が著しく社会的信用を失うに至った場合
- ③運営法人の責めに帰すべき事由により、事業継続が困難になった場合
- ④「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合
- ⑤その他、運営法人としてふさわしくないと認められる場合

（2）本市の免責事項

運営法人が、前記（1）の各事由により運営法人の候補法人とされなかった場合等に、事業の準備のために支出した費用等について本市は補償しません。

また、本市に損害が生じた場合は、運営法人が当該損害を賠償するものとします。

（3）第三者への賠償

運営法人の責めに帰すべき事由により、利用者等の第三者に損害が生じた場合は、運営法人が当該損害を賠償するものとします。

（4）不可抗力等により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等、本市及び運営法人双方の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難、もしくは大幅な変更が必要になった場合は、事業の継続並びに運営費補助金等の取扱いについて協議を行うものとします。

（5）運営上の解釈に疑義が生じた場合の措置

本市と運営法人は、誠意をもって協議を行うものとします。前記（4）、（5）の場合において、なお協議が整わない場合には、本市の決定を優先するものとします。

1.8 担当部署及びお問い合わせ先

- ・名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（担当：渡邊・稲垣）
- ・所在地
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎1階西側）
- ・電話番号 052-972-2584
- ・FAX番号 052-972-4149

- 電子メールアドレス a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
(未着等の事故を防ぐため、FAX又は電子メールの送信後に、電話で担当部署までその旨をご連絡ください。)
- 対応時間 月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。
ただし、FAX及び電子メールに関しては常時受け付けます。

障害者就労支援センター運営法人応募にかかる質問書

令和 年 月 日 法人名： _____

- ・受付期間 令和5年9月28日（木）から
令和5年10月3日（火）午後5時00分まで
- ・提出方法 FAXまたは電子メールによること
- ・質問に対する回答 原則として、名古屋市ホームページに掲載します。
質問者に対しては、個別に電子メールで回答します。

様式

「障害者就労支援センター」業務提案書

令和5年 月 日

(宛先) 名古屋市長 河村 たかし

(応募者)
所在地
法人名
代表者

印

標記の業務を実施したいので、下記のとおり業務提案書を提出します。

記

《提出書類》

- ・ 応募要件（1）を証明するもの
- ・ 令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告書写し（常用労働者43.5名以上の雇用事業主のみ）
- ・ 定款又は寄附行為（最新のもの、写し可、役員名簿含む）
- ・ 令和4年度決算書、貸借対照表及び事業実績書（法人全体のもの）
- ・ 令和5年度収支予算書、貸借対照表及び事業計画書（法人全体のもの）
- ・ 法人パンフレット（提案者の概要が分かる資料）
- ・ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための代表者等名簿（様式あり、原本1部提出）

提案書作成者	所属施設名称	
	職 ・ 氏 名	
連絡先	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	

1 法人の概要

法人名	
代表者	
法人所在地	
主な事業	
市内の活動拠点所在地 《事業所名／事業種別》	

2 応募枠、センター予定地等

応募枠 《どちらかに○を記入》	東部方面 ・ 西部方面
センター予定地 《他の事業を既に行っている場合は、事業所名を記入》	(最寄り駅・バス停から徒歩約○分) ※センター予定所在地の地図を添付すること
センター名称	

3 支援事業に必要な職員配置及び事業実施のための必要な体制(計画を含む)

職員体制	名(専任名、兼任名) (1週間の勤務時間数) センター長 時間 その他職員① 時間、② 時間、③ 時間 ※職員数分を記載	
センター長の経歴・資格		
センター長以外の職員の経歴・資格	職員① 職員② 職員③ 職員④ ※職員数分を記載	
事務所	床面積(m ²)	m ²
	プライバシーの配慮(相談時)	※事務所平面図を添付すること
センター開設日		
センター開設時間帯		

4 センター運営経費の見積金額

区分	内訳	金額(千円)
(1) 人件費	センター長	
	その他職員①	
	その他職員②	
	その他職員③	
	その他職員④	
	※職員数分を記載	
	計	
(2) 物件費	旅費(出張時の交通費)	
	需用費(用紙・文具類等の消耗品費、燃料費、光熱水費等)	
	役務費(通信料、保険料、手数料等)	
	使用料(駐車場使用料、テレビ受信料等)及び賃借料(建物、複写機等の借上げ料等)	
	委託料(パンフレットの作成委託、事務所清掃委託等)	
	備品購入費(事務用機器購入代等)	
	その他必要な諸経費	
		計
合計(1) + (2)		

5 地域の関係機関との連携状況

<p>(これまでの実績)</p> <p>(今後の方針)</p>
--

6 支援対象となる障害者の継続確保状況

<p>(これまでの実績)</p> <p>(今後の方針)</p>
--

7 基礎訓練に必要な併設施設又は提携施設の確保状況

施設名	所在地	施設の種別	訓練内容	併設・提携の別

注：記入欄が不足する場合は、継ぎ足してください。

8 職業準備訓練又は職場実習の修了者に対する雇用の場の確保状況（見込を含む）

事業所名	所在地	業種	常用労働者数	うち障害者数	確保・見込の別

注：記入欄が不足する場合は、継ぎ足してください。

9 当該法人における障害者の就労に関する支援活動の実績

(1) 令和2年4月～令和5年3月までの就職実績

No	居住地 (区)	障害種別	事業所名 所在地	業種	職種	就職 年月日	離職 年月日	利用援護制度等 (トライアル雇用等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注: 記入欄が不足する場合は、継ぎ足してください。

◆「就職者数」について

- 原則として、1か月以上の雇用契約を締結したもの。ただし、結果的に1か月未満で退職した場合も可。
- 労働時間数は問いません。
- 就労継続支援 A 型事業への就職はカウント不可。
- 就職したものの離職し、再就職した場合は、それぞれカウント可。

(2) 上記の就職者の職場定着実績

①令和2年4月～令和4年9月の就職者	名
②上記のうち、1年以上就職している者	名
③職場定着率(②/①)	%

※令和4年10月～令和5年3月の就職者(名)

(3) 就職、職場定着に向けたこれまでの取組

--

(4) 令和2年4月～令和5年3月までに開始した職場実習実績

No	居住地 (区)	障害種別	事業所名 所在地	業種	職種	実習期間	利用援護制度等 (ジョブコーチ雇用 前支援等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

注:記入欄が不足する場合は、継ぎ足してください。

◆「職場実習実施件数」について

・原則として、実習の実施期間が3日以上3か月以内のものを幹旋した場合。そのほか、次の制度を幹旋した場合にもカウント可。

※職場適応訓練

※障害者委託訓練

※精神障害者社会適応訓練 など

- ・就労継続支援 A 型事業への実習の斡旋は不可。
- ・法人が企業から請け負った業務への従事については不可。
- ・職場実習の日数、時間に限らず、1事業所、1人につき1件とカウントする。
- ・職場実習の実施件数は、開始月でカウントする。

(5) 職場実習先の確保に向けたこれまでの取組

--

(6) その他障害者に対する就労支援の活動実績

ア 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者の有無(いずれかに○)

	有	認定を受けた第1号職場適応援助者数(名)
	無	—

イ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の受託実施の有無(いずれかに○)

	有	令和4年度の訓練実施状況 コース名:
		訓練内容:
		訓練者数: 名
	無	—

ウ 就労移行支援事業の実施の有無(いずれかに○)

	既に実施	—
	実施を予定	実施予定時期 : 令和 年 月から
	実施予定無	実施しない理由 :

10 運営費補助金の交付対象期間内(令和6年4月～令和12年3月)の取組内容

①就職者数、職場実習件数見込

年度	就職者数見込(名)	職場実習件数見込(件)
6		
7		
8		
9		
10		
11		

②上記、見込の達成に向けた取組について(具体的に記載すること)

11 障害者雇用の状況(令和5年6月1日現在の状況)

法人全体の雇用労働者数(人) うち雇用障害者数(人) 雇用率(%)

◆「雇用労働者数」について

常用雇用労働者は1人、短時間労働者(週20時間以上30時間未満勤務者)は0.5人でカウント

◆「雇用障害者数」について

身体又は知的障害者のうち重度障害者は1人をもって2人としてカウント

短時間労働者は0.5人、うち重度障害者は1人としてカウント

12 その他特記事項

--

(宛先)名古屋市長

令和5年 月 日

(所在地)
(法人名称)
(代表者等職氏名)

障害者就労支援センター運営法人申請団体 代表者等名簿

障害者就労支援センター運営法人応募団体の名称、代表者等の役職者名等は、下記の通りで相違ありません。

記

法人名(商号又は名称)	
所在地	

役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所

留意事項

・この名簿により提出いただいた情報については、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの確認をするため、愛知県警察本部への照会に使用します。

障害者就労支援センター運営法人候補法人選定評価表

評価項目		評価の視点	審査書類	評点
大項目	小項目			
センターを安定的に運営する体制	支援事業に必要な職員配置及び事業実施のための必要な体制を有すること（10点）	・センター長は、センター業務をマネジメントするにあたり、十分な経験・知識を有する人材を配置しているか	提案書 3	10/8/6/4/2/0
		・センター長以外の職員は、就労等を支援するにあたり十分な経験・知識を有する人材を配置しているか		
		・事務所内は、プライバシーへの配慮等利用者側の視点をもっているか		
		・開設日・時間は、利用者へ配慮するなど工夫がなされているか		
	地域の関係機関との連携が確保されていること（5点）	・センターが活動するにあたり、地域にある雇用、保健福祉、教育、その他関係機関との連携及び障害者の支援に係るネットワークの構築が図られているか	提案書 5	5/4/3/2/1/0
	支援対象障害者を継続的に確保されること（5点）	・支援対象障害者を継続的に確保するための方策が図れているか	提案書 6	5/4/3/2/1/0
	基礎訓練に必要な併設施設又は提携施設が確保されていること（5点）	・基礎訓練に必要な併設施設又は提携施設の確保がされているか	提案書 7	5/4/3/2/1/0
職業準備訓練又は職場実習の修了者に対する雇用の場が確保されていること（5点）	・職業準備訓練又は職場実習の修了者に対する雇用の場が確保（見込を含む）されているか	提案書 8	5/4/3/2/1/0	
障害者の就労及び生活に関する支援活動の実績	就職及び職場定着の実績並びに就職、職場定着に向けた取組（20点）	・過去3年間における就職した者の実績及び就労支援の活動実績	提案書 9 (1) (2) (3) (6)	20/16/12/8/4/0
		・過去3年間で就職した者のうち、1年継続して就労している者の実績		
		・就職及び職場定着に向けて適切な取組がなされているか		
	職場実習の実績及び職場実習先の確保に向けた取組（10点）	・過去3年間における職場実習の実績	提案書 9 (4) (5)	10/8/6/4/2/0
・職場実習の確保に向けて適切な取組がなされているか				
障害者の就労及び生活に関する今後の支援活動（10点）	・令和11年度までの就職者数・職場実習件数見込の達成に向けて効果的な活動内容となっているか	提案書10	10/8/6/4/2/0	
センターの設置場所（10点）	・交通機関の利用に配慮した場所にあるか	提案書 2	10/8/6/4/2/0	
	・なごや障害者就業・生活支援センター及び名古屋市障害者雇用支援センターの位置を考慮した場所に設置されているか			
事業を行うにあたり十分な財政的基盤が確保されていること（10点）	・事業を行うにあたり十分な財政的基盤が法人として確保されているか	令和4年度決算書 令和5年度収支予算書 等	10/8/6/4/2/0	
運営主体としての総合的な評価（10点）	・その他障害者に対する就労支援の活動実績や障害者雇用の状況を含め、提案全体としてのバランスがとれているか	全部	10/8/6/4/2/0	
	・センターの円滑な運営のために特色のある提案がなされているか			
合 計				100～0

運営法人の候補法人評価方法について

1 評価方法について

- (1) 点数方式による評価を行う。
- (2) 各評価委員が一番高い評価点を入れた数の多い団体を候補法人とする。
- (3) 各評価委員が一番高い評価点を入れた数の多い団体が複数の場合、各評価委員の付けた点数の合計が最も高い団体を候補法人とする。
- (4) 各評価委員の付けた点数の合計が最も高い団体も同数の場合、「評価表」の「障害者の就労及び生活に関する支援活動の実績」「障害者の就労及び生活に関する今後の支援活動」「センターの設置場所」の項目に対する各評価委員の評価点を合計し、合計点数が最も高い団体を候補法人とする。
- (5) 得点には最低基準点を設け、全評価委員の合計得点が満点の5割に満たない場合は候補法人として選定しない。
- (6) なお、評価項目の中に「0点」がついた候補者があった場合、評価委員から意見を聞き、その取扱いを決定する。
- (7) 運営法人の指定までに当該候補法人と本市との協議が整わない場合、その他、当該候補法人が運営法人として管理運営が困難となる事情が生じた場合は、次点の候補法人と協議が行なえるよう次点候補法人を決定しておく。

2 評点について

評価の視点に基づき下記のように評点を行う。

ア 優れている	配点に5/5を乗じた点数を得点
イ やや優れている	配点に4/5を乗じた点数を得点
ウ 平均的である	配点に3/5を乗じた点数を得点
エ やや劣っている	配点に2/5を乗じた点数を得点
オ 劣っている	配点に1/5を乗じた点数を得点
※ 提案内容に問題がある	0点

※ 団体の提案に対して、その内容を上記の5段階評価で判断し評点を行う。著しく提案内容に問題があるものについては、5段階評価外として0点とする。

3 評価項目について

- (1) 障害者就労支援センターの運営にあたり考慮すべき事項について、6の大項目に分類する。

- (2) 評価項目の一部について小項目に細分する。
- (3) 項目ごとに、評価の視点に基づき評価を行う。

4 配点について

障害者の一般就労に向けた相談・支援の拠点であることを踏まえ、センターを安定的に運営する体制及び障害者の就労及び生活に関する支援活動の実績を重点的に配分するとともに、適切な対応を確実に行うことができる体制を求めるもの。

項目	配点
センターを安定的に運営する体制	30点
障害者の就労及び生活に関する支援活動の実績	30点
障害者の就労及び生活に関する今後の支援活動	10点
センターの設置場所	10点
事業を行うにあたり十分な財政的基盤	10点
運営主体としての総合的な評価	10点
合計	100点